

特集 成年後見制度 Q & A

新しい年を迎えて

民主党政権が発足して 3 ヶ月が経過しました。私が所属する全日本不動産協会岐阜県本部と昨年 12 月に岐阜県選出の国会議員 6 名(比例区含む)県下議員 2 名を交えて不動産政策についての意見交換会がありました。前政権ではなかった経験をさせていただくことが出来ました。何でも中央で決めていたことをすこしづつでも地方の意見を聞こうとする姿勢は評価したいと思います。中小企業は大変疲弊しています。

成年後見人・補佐人・補助人の職務

成年後見人: 本人の身上監護(介護・施設入所医療等)や財産管理(預貯金・不動産等)に関するすべての法律行為について、本人に代わって契約を締結したり、本人が誤った判断にもとづいて契約を締結したような場合には、それを取り消して、本人の利益を守るようにしなければなりません。また、本人の生活のための費用を、本人の財産の中から計画的に支出するため、本人の財産、収入、医療費や税金などの決まった支出を把握して、支出の予定をたてる。

保佐人: 本人が民法 13 条に 1 項に規定する行為、及び裁判所の審判により保佐人の同意を要すると定められた行為をするには、保佐人の同意が必要になります。これらの行為について本人が保佐人の同意なしに行った場合には、これを取り消すことが出来ず。裁判所の審判により保佐人に代理権が付与されている行為については、保佐人が本人に代わって行うことができます。

補助人: 裁判所の審判により補助人の同意を要すると定められた行為をするには、補助人の同意が必要となります。これらの行為について、本人が補助人の同意無しに行った場合には、これ

を取り消すことが出来ます。また裁判所の審判により補助人に代理権が付与されている行為については、補助人が本人に代わって行うことができます。

以上の成年後見制度を「法定後見制度」:すでに判断能力が低下している人のための制度に対して「任意後見制度」は、まだ本人の判断能力に何の問題も生じていないうちに、将来判断能力が不十分になったときにそなえて、自分の後見人になってもらう人と後見事務の内容を決めて契約を結んでおくものです。法定後見ではどんな人が自分の後見になるのか分かりませんが、任意後見では、事前に自分で選べる事が出来ます。

事例として: 親を介護施設に入所させるために親名義の不動産を売却しようとした。銀行で親の定期預金を解約しようとした。このような場合本人の意思確認が出来ない(認知症)ので、出来ません。(本人に判断能力がないので、取引行為が無効になるおそれがあります。)そこで、誰かが本人に代わってさまざまな意思行為をする必要があります。第三者に法的に有効な権限を与えるための方法、それが「成年後見制度」です。